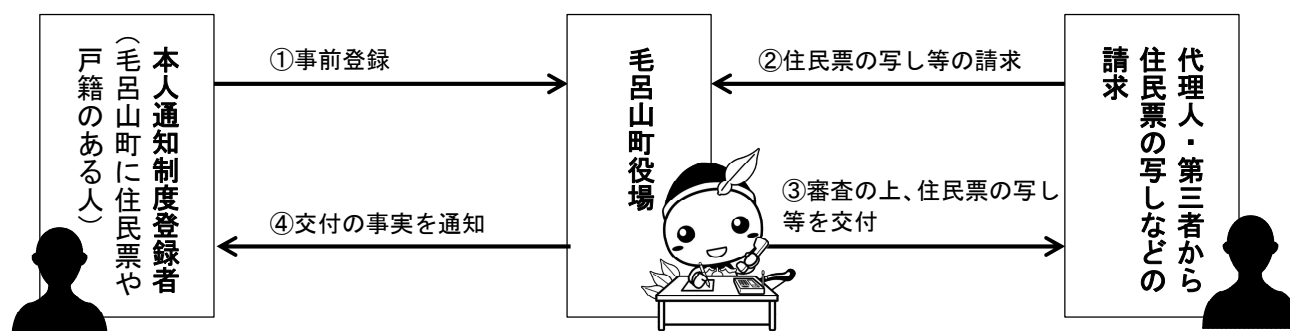


「本人通知制度」にご登録ください

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者へ交付した際、事前に登録している人へ、交付した事実を通知する制度です。制度の利用には登録が必要ですが、登録・通知ともに無料です。不正請求の早期発見のきっかけになりますので、ぜひご利用ください。

《本人通知制度の流れ》



通知するとき	住民票の写し等	本人及び同一世帯以外の方が取得したとき ※同じ住所に住む人や血縁者でも、世帯が別の方が取得したときは、通知の対象です
	戸籍謄本等	本人・配偶者・同じ戸籍に記載されている人・直系の尊属卑属以外の方が取得したとき
通知するもの	住民票の写し・除かれた住民票の写し・住民票記載事項証明書 戸籍謄本・戸籍抄本・改製原戸籍謄抄本・除籍謄抄本 戸籍記載事項証明・戸籍の附票など	
通知の方法	通知先	登録した本人（法定代理人の場合は代理人）
	通知方法	封書
	通知内容	交付年月日・証明書の種類・通数・請求者の種別

登録手続き

料金 …無料

申請できる人…本人又は同一世帯の方（未成年の場合は法定代理人）

必要なもの …本人確認書類（運転免許証・旅券・個人番号カードなど）

法定代理人の場合は戸籍謄本（毛呂山町に戸籍がある方は省略可）

※本人又は同一世帯の方が来庁できないときは、委任状をもって代理人が申請できます。

注意事項

登録内容に変更が生じた場合や登録を取り消す場合は、必ず届け出てください。

登録・問合せ

毛呂山町役場 1 階 住民課 戸籍住民係 電話 049-295-2112（内線 132・133）